

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」**第2部 病院会計制度概論****第12章 財務諸表の分析 財務諸表の見方****12-2 財務諸表分析の観点****12-2-5 各計算書と分析指標とのかかわり（承前）****損益計算書関係**

(1) 着眼点

①収益構造の把握

②増（減）収基調、増（減）益基調か。

③収益性を圧迫する要因の把握 医業損益・医業外
損益・臨時損益

④収益力の欠如かコスト構造の問題か。

⑤収益増減の原因 入院・外来・その他の収益

(2) 分析方法

①100 床あたり（/月）に決算データを換算し、医業
収益対〇〇率による科目の比率算定と時系列によ
る推移

②全国平均（「病院経営指標」）と①の比較

③人件費・材料費などは医業収益対〇〇率による比
率算定と評価

(3) 注意点

①収益性に関する判断は経常損益であることが有用
である。②100 床あたり費用額が平均であっても、医業収益対
〇〇率で劣る場合がある。これは、規模に合った
適正収益が確保できていないことによるものであ
り、コストダウンだけでなく収益増にも注力する
必要がある。③変動金利による借入状況にともなう支払利息に注
意を払う必要がある。④材料費などは診療科目構成、診療特性に留意する
必要がある。<続く>
(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)**診療報酬改定2026 その6
基本方針決定**

2026 年度診療報酬改定の「基本方針」が決定しました。
この方針に沿って、具体的な改定内容が決まり、診療報
酬点数の配分などが決められます。

基本方針にあたっての基本認識

- 日本経済が新たなステージに移行しつつある中での物価・賃金の上昇、人口構造の変化や人口減少の中での人材確保、現役世代の負担の抑制努力の必要性
- 2040 年頃を見据えた、全ての地域・世代の患者が適切に医療を受けることが可能かつ、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制の構築
- 医療の高度化や医療 DX、イノベーションの推進等による、安心・安全で質の高い医療の実現
- 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

<p>(1) 物価や賃金、人手不足等の医療機関を取りまく環境の変化への対応 【具体的方向性】</p> <p>○医療機関等が直面する人件費や、医材料費、食材料費、光热水費及び委託費等といった物価の動向を踏まえた対応</p> <p>○資本的投資費、施設改修費等の業務改善による医療従事者の人材確保に向けた取組</p> <p>○医療従事者の勤務時間の短縮化、負担軽減等の業務改善による医療従事者の人材確保に向けた取組</p> <p>・業務の効率化に資する ICT、AI、IoT の活用の推進</p> <p>・タスク・シフティング／タスク・シフトイング、チーム医療の推進</p> <p>・医師の働き方改革の推進・診療報酬制度の改革</p> <p>・診療報酬上乗算の基準の柔軟化</p>	<p>(3) 安心・安全で質の高い医療の推進 【具体的方向性】</p> <p>○患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価</p> <p>○医療トドケル上で重要な医療機関の評価</p> <p>○医療機関等が直面する医療報酬の体制の評価</p> <p>○医療報酬の対応が求められる分野（救急、小児、周産期等）への適切な評価</p> <p>○医療従事者の業務負担の軽減による医療従事者の健康の維持・回復</p> <p>○医療従事者の業務負担の軽減による医療従事者の業務負担の軽減</p> <p>○地域の医療人材確保としての医師における報酬の改定</p> <p>○医療報酬の改定による医療従事者の報酬の改定</p> <p>○医療報酬の改定による医療従事者の報酬の改定</p>
<p>(2) 2040年頃を見据えた医療機関の機能分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進 【具体的方向性】</p> <p>○患者の状態や必要と考えられる医療機関に応じた入院部門の評価</p> <p>○「少し、支えて医療」の実現</p> <p>・在宅医療患者や介護医療患者等入所者の後方支援機能（緊急入院部）を担う医療機関の評価</p> <p>・医師の働き方改革の推進</p> <p>・内導入・退院の実現</p> <p>・リハビリテーション、栄養管理、口腔看護等の高齢者の生活を支えるケアの推進</p> <p>○かかりつけ医制度、かかりつけ看護医機関、かかりつけ薬剤師機能の評価</p> <p>○地域の医療機関の連携による医療機関の評価</p> <p>○医療報酬の改定による報酬の改定</p> <p>○人口・治療責任のない地域への連携</p> <p>○医療従事者種別の報酬改定で必要な医療機能を確保するための取組</p>	<p>(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上 【具体的方向性】</p> <p>○後発医薬品、バイオ後発品の使用促進</p> <p>○OTC類似薬の業界別自己規制による見直し</p> <p>○薬剤耐性医療機器制度の運用</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p> <p>○医療機器の評価と改定の見直し</p>

(出典：「令和 8 年度診療報酬改定の基本方針の概要」(厚生労働省))

重点課題として、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化への対応が挙げられています。このことから、基本的にはプラス改定になることが強く示唆されます。

二点目としては、2040 年頃を見据えた医療機関の機能の分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進が挙げられています。「機能分化」とあるように、外来、入院といった分類ではなく、詳細な「あるべき姿」が求められ、その基準に合致したときに初めて収益が得られると考えるべきと思われます。残りの二つは毎回同じ方針ですので省略します。